原審判を取り消す。

本件は、抗告人Aが昭和五六年六月二九日した申立て取下げにより終了

した。

抗告の趣旨及び理由

抗告人Aの抗告の趣旨は、主文同旨の裁判を求めるというにあり、抗告人Bの抗 「原審判を取り消す。本件を静岡家庭裁判所に差し戻す旨の裁判を求 告の趣旨は、 める。」というにある。

而して抗告の理由は、抗告人Aにおいては、「抗告人Aは、一旦事件本人に対す る禁治産宣告の申立てをしたが昭和五六年六月二九日右申立てを取り下げた。然る に原審裁判所は右取下げを認めず事件本人に対する禁治産宣告をなした。然しなが ら、禁治産宣告が公益に関するものであつて申立人の利益のみを考慮するものでな いとしても、申立ての取下げを認めるべきでないとする必然性はなく、申立ての取 下げを認めても、検察官に申立権がある以上公益性は担保されているから、申立人 による任意の取下げを認めるべきであるのに、原審裁判所が取下げを認めず事件本 人に対し禁治産宣告をなしたのは違法である。」というのであり、抗告人Bにおい 「事件本人は現在抗告人Bの許に引き取られて静養しつつ静岡中央病院に通 院治療を続けているが、心身共に極めて良好な状況にあつて、心神喪失の常況には ない。事件本人の長男Cの将来において受ける衝撃、苦痛を考えると、事件本人に 対する禁治産宣告は百害あつて一利のないものである。原審判を速かに取り消され たい。」というのである。 第二 当裁判所の判断

- そこで一件記録を調べてみると、本件は、事件本人の夫たる抗告人Aの申立 てにより立件されたものであるが、右抗告人は昭和五六年六月二九日本件申立ての 取下書を原審裁判所へ提出したこと、抗告人Aは事件本人が心神喪失の常況にあつ て、同人との婚姻関係が全く形骸化するに至つたので、離婚をする前手続として、 事件本人に対する禁治産宣告を得るため本件申立てをしたものであるが、現に事件 本人を日常監護している同人の実父である抗告人Bが、万一事件本人に対する禁治 産宣告が維持されると、抗告人Aと事件本人との子Cの将来における就職や結婚の 障害になるので、本件申立てを取り下げてほしいと要望しているので、その心情を 諒として本件申立ての取下げをする旨取下げの理由を開陳していること、抗告人B の右要望が、今後とも同抗告人がCともども事件本人に対する保護を続けていくこ とを前提とするものであることは自明であり、抗告人Aが本件申立てを取り下げた のも、この際は事件本人との離婚を控え、事実上の別居に止め、事件本人について は、挙げて抗告人Bの保護に委ねようとする所存であること、しかし原審裁判所は、本件では取下げは認められないとして審判手続をすすめ、同年九月一四日事件本人に対する禁治産宣告をなしたことが認められるので、まず、申立て取下げの可 否について判断する。
- およそ家事審判事件に関する申立ての取下げについては、家事審判法(家事 審判規則も含む)並びに同法七条により審判に関し準用するものと定められた非訟 事件手続法第一編に何らの明文の規定も存しないので、専ら解釈にまつほかない が、家事審判事件はその内容の幅は広く、且つ、当事者、手続形態、事件の性質等 にも差異があるので、一概に対立当事者の存在を前提としその間の権利関係の紛争 解決を目的とする手続法である民訴法を準用して申立ての取下げは当然なし得るものとすることはできず、要は各審判事件の性質、内容、申立権が認められた理由等 を勘案して判断しなければならないところのものである。
 - 三 かかる見地に立つて本件を検討するに
- 禁治産宣告審判事件において家庭裁判所がする禁治産宣告の制度は、い わゆる無能力者制度の一環として、社会生活において自らの行為の結果につき合理 的な判断をすることができない本人、すなわち民法七条にいう「心神喪失ノ常況ニ 在ル者」が単独で行為することによつてみだりに財産を喪失しないようにし、他 方、禁治産宣告を公示することによつて本人と取引をする相手方に警戒をさせよう とするものであり、約言すれば、本人の保護と取引の安全を企図するものである が、取引の相手方にとつて、本人が禁治産者であるかどうかを調査することは必ら ずしも容易なことてはなく、また、調査自体取引の迅速を妨げるため、この制度 は、窮極的には、社会一般人の利益を犠牲にして本人を保護することに帰すること は一般に指摘されているとおりである。このような制度の趣旨に照らすと、配偶

者、親族等のうちに適当な監護者がいて本人を日常監護することができ、しかも本人の所有財産について適切な管理、処分を行うことができ、これにより本人の利益か保護されるとともに、社会一般人にも迷惑をおよぼすおそれのない場合にまで、敢えて本人を禁治産者とする必要はないものである。

- (3) 民法七条が検察官に禁治産宣告の申立権を与えていることは、右のような解釈を採る妨げにはならない。蓋しのが前示のとおりな益に関連中ではならないの論無能力者制度を変官に禁治に関連連供えている言語した。 一人のお前にはならないのにはなられるにはないのではあるのにはないのではあるとのではあるとのではあるとのではあるとのではあるとのではあるでは、一人のでは一人であるではないが、禁治とのでは、一人のでは一人であるでは、一人のでは一人であるでは、一人のでは一人のででは、一人のでは一人のででは、一人のででは、一人のででは、一人のででは、一人のででは、一人のででは、一人のででは、一人のででは、一人のででは、一人のででは、一人のででは、一人のでで、一人のでで、一人ので、一人ので、一人ので、一人の関係では、一人の関係では、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係には、一人の関係を対象には、一人の関係を対象には、一人の関係には、一人の関係を対象には、一人の関係を対象には、一人の関係を対象には、一人の関係を対象には、一人の関係を対象には、一人の関係を対象には、一人の関係を対象には、一人の関係を対象には、一人の関係を対象には、一人の関係を対象には、一人の関係を対象には、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、、一人のよりには、、一人のよりには、一人のよりは、一人のよりには、一人のよりには、一人のよりには、、一人のよりには、一人のは、、一人のは、、、のは、、のは、、の
- (4) 以上の次第であるから、本件は抗告人Aがした取下げにより終了したものというべく、右取下げが無効であるとして事件本人に対する禁治産宣告をなした原審判は、失当として取消しを免れない。抗告人Aの抗告は理由があり、抗告人Bの抗告も結局理由がある。

四 よつて原審判を取消し、本件は抗告人Aの申立て取下げによつて終了した旨宣告することとして、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 蕪山厳 裁判官 浅香恒久 裁判官 安國種彦)